

【記入例 (30頁 (1))】 定年64歳、希望者全員を70歳まで継続雇用の例 ＜定年退職者が2名 (うち女性1名) 、希望者全員継続雇用の上限年齢到達による退職者が2名 (うち女性1名) いる場合＞															
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年6月1日現在の状況を下記のとおり報告します。 厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日															
事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)		かぶしがいいしゃ こうせい						②(ふりがな)		こうせい たろう				
	株式会社 厚生								代表者氏名 (法人の場合)		厚生 太郎				
	③住所 [法人にあっては主たる事業所の所在地]		〒(111—1111)								東京都〇〇区△△□-□				
											電話番号 99 (5253) 1111				
事業主	④法人番号		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	⑤産業分類番号 50		事業の具体的内容 ()		⑥労働組合の有無 ☒ イ あり ☐ ロ なし		⑦雇用保険適用事業所番号		9	9	9	9	9	9	
継続雇用制度の状況	⑧定年		☐ イ 定年なし ☒ ロ 定年あり (定年年齢 <u>64</u> 歳)												
	⑨定年の改定予定等		☐ イ 改定予定あり (令和 年 月より 歳) ☐ ロ 廃止予定あり (令和 年 月に廃止) ☐ ハ 改定又は廃止を検討中 ☒ ニ 改定・廃止予定なし												
	⑩継続雇用制度		☒ イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 (i) 65歳以下 (☒ イ) 自社 ☐ ロ 親会社・子会社等 (以下「子会社等」という) ☐ ハ 関連会社等 (ii) 65歳超 (☒ イ) 自社 ☐ ロ 子会社等 ☐ ハ 関連会社等 ☐ ニ その他の会社 →b 対象 → ☒ イ 希望者全員を対象 (<u>70</u> 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 ☐ (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 ☐ (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 ☐ (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) (注) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は (イ) に記入 → ☐ ロ 基準に該当する者を対象 (歳まで雇用 (i) 基準 (65歳以下) の根拠 ☐ (a) 労使協定を締結して就業規則等に反映 ☐ (b) 労使協定を締結せず就業規則等のみ) (ii) 基準 (65歳超) の根拠 ☐ (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ) ☐ ロ 制度として導入していない (運用により継続雇用を行う場合を含む)												
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定		☐ イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで雇用) →内容 ☐ (イ) 経過措置の基準の廃止 ☐ (ロ) 新規導入 ☐ (ハ) 上限年齢の引上げ ☐ (ニ) その他 ☐ ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☒ ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし												
⑫創業支援等措置 (65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献)		☐ イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置 ☐ (イ) 業務委託 ☐ (ロ) 自社が実施する社会貢献事業 ☐ (ハ) 自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 ☐ (ニ) 自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 →b 過半数労働組合等の同意 ☐ (イ) 同意を得ている ☐ (ロ) 同意を得ていない →c 対象 → ☐ (イ) 希望者全員を対象 (歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠 ☐ (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)) → ☐ (ロ) 基準に該当する者を対象 (歳まで就業支援 ・基準の根拠 ☐ (a) 労使合意を得て就業規則等に反映 ☐ (b) 労使合意を得ず就業規則等のみ)) ☒ ロ 創業支援等措置を実施していない (運用により起業支援等を実施する場合を含む)													
⑬創業支援等措置の導入・改定予定		☐ イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり (令和 年 月より 歳まで就業支援) →内容 ☐ (イ) 対象者限定基準の廃止 ☐ (ロ) 新規導入 ☐ (ハ) 上限年齢の引上げ ☐ (ニ) その他 ☐ ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている (過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) ☐ ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 ☒ ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし													

⑩65歳を超えて働ける制度等(⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。)の状況		必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定め (イ) 上限年齢を規定していない (ロ) 65歳を超えて雇用する慣行がある □(ニ) 予定なし							
⑪常用労働者数(うち女性)	総数 300人 (150人)	～44歳 250人 (125人)	45～49歳 10人 (5人)	50～54歳 10人 (5人)	55～59歳 10人 (5人)	60～64歳 10人 (5人)	65～69歳 6人 (3人)	70歳～ 4人 (2人)	
⑫過去1年間の離職者の状況(うち女性)	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 2人(うち女性: 1人) うち求職活動支援書を作成した対象者数 2人(うち女性: 1人)								
⑬65歳まで働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者の総数 ((b) + (c) + (e)) 2人 (1人)	(b) 定年退職者数(継続雇用を希望しない者等) 2人 (1人)	(c) 継続雇用者数 0人 (0人)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 人 (人)	(e) 定年退職者数(継続雇用を希望した者が継続雇用されなかった者) 人 (人)	(f) 65歳までの継続雇用の終了による離職者数等 人 (人)			
⑭65歳を超えて働ける制度の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 定年到達者等の総数 ((b) + (c) + (f) + (g) + (h)) 2人 (1人)	(b) 定年退職者数等(継続雇用を希望しない者等) 2人 (1人)	(c) 継続雇用者数(継続雇用の更新を含む者) 0人 (0人)	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 0人 (0人)	(e) うちその他の会社での継続雇用者数 0人 (0人)	(f) 定年退職者数等(継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等) 0人 (0人)	(g) 業務委託契約締結を利用する者 0人 (0人)	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者 0人 (0人)	(i) 65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数 2人 (1人)
⑮経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(平成24年改正法の経過措置関係)(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d)) 人 (人)	(b) 継続雇用終了者数等(継続雇用の更新を希望しない者等) 人 (人)			(c) 基準に該当し引き続き継続雇用された者の数 人 (人)	(d) 継続雇用終了者数等(基準に該当しない者) 人 (人)			
⑯65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去1年間の適用状況(うち女性)	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b) + (c) + (d)) 人 (人)	(b) 継続雇用等終了者数等(制度の適用を希望しない者) 人 (人)			(c) 基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数 人 (人)	(d) 継続雇用等終了者数等(基準に該当しない者) 人 (人)			
高年齢者雇用等推進者	希望者全員を対象として継続雇用制度を実施しているため、⑯欄の記入は必要ありません。								
高年齢者雇用等推進者	次郎 記入 担当者 所属及び役職 経務部総務第一係長 氏名 労働 花子								

(注) ⑧・⑩・⑫・⑬については、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑬と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください。⑮欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑮欄は記入しないでください。

＜記入上の注意点＞

- イ ①欄(a)に、定年年齢到達者数を計上してください。
- ロ イの内訳を、①欄(b), (c), (e)に計上してください。
- ハ ③欄(a)及び(b)に希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を計上してください。また、(i)にも当該当者数を計上してください。